

議 第 4 号 議 案

中東地域における軍事攻撃・報復攻撃の即時中止を要請するよう求める
意見書の提出について

中東地域における軍事攻撃・報復攻撃の即時中止を要請するよう求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年3月13日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

中東地域における軍事攻撃・報復攻撃の即時中止を要請するよう求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

中東地域における軍事攻撃・報復攻撃の即時中止を要請するよう求める 意見書

アメリカ合衆国とイスラエル国は2026年2月28日、イラン・イスラム共和国に対し大規模な先制軍事攻撃を開始した。報道などによると、この攻撃によってイランのアリ・ハメネイ最高指導者が殺害され、イランのタスニム通信は2026年3月4日、イラン国内の死者数が1,045人に達したと報じた。攻撃を受けたイランは報復攻撃を行い、イスラエルで死者が出たほか、アラブ首長国連邦ではイランからのミサイル攻撃を迎撃した際に発生した破片により死者が発生している。軍事攻撃と報復攻撃が続けば、被害者がさらに増えるとともに、地域の不安定化を招き、大規模な戦争につながる危険がある。

アメリカとイスラエルの行為は国連憲章と国際法を乱暴にじゅうりんする無法な行為であり、到底許されるものではない。言うまでもなく、どの国にも先制攻撃を行う権利は与えられていない。国際機関や多くの国々から、全ての軍事攻撃の中止と国際法遵守を求める声が上がっていることは当然と考える。

2026年3月1日、両国のイラン攻撃を受けて開催された国連安全保障理事会の緊急会合で、アントニオ・グテーレス国連事務総長はアメリカ・イスラエルによる攻撃とイランによる報復攻撃の両方を批判し、全ての加盟国に対し国連憲章や国際法に基づく義務を厳格に遵守するよう求めた。パキスタンの代表は、全ての側がこれ以上の攻撃を控えることを呼びかけ、コロンビアの代表は、どこからであれ国連憲章に反するいかなる軍事行動も非難すると表明した。

よって、富士見市議会は、政府に対し、「法の支配」を重視する日本政府として、明確な国連憲章と国際法違反であるアメリカ・イスラエルの行為を厳しく非難するとともに、両国の軍事攻撃もイランの報復攻撃も即時中止し、外交努力により解決するよう双方に要請することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣
外務大臣

様
様